

士別市行財政運営戦略

後期実施計画



令和4(2022)年3月

士 別 市

目 次

I	行財政運営戦略実施計画について	1
II	取り組み事項	
1	事業や改革の取り組みの進捗、効果等を点検し把握する進行管理の 実施（戦略レビュー）	1
2	組織体制の見直しと機構改革による適正な定員管理	1
3	人材育成と働き方改革・子育てしやすい職場環境整備とワーク・ ライフ・バランスの実現に向けた取り組み	2
4	ファイリングによる文書管理・ICTの活用等による会議ペーパーレス化 効率的な会議運営の取り組み	2
5	全庁的4S運動の取り組み	3
6	ICTを活用した業務・データ管理の効率化 AI・RPAを活用した業務効率化	3
7	市民にやさしく信頼される市役所づくり	3
8	電子申請による市民サービスの向上、マイナンバーカードの普及促進	4
9	デジタルデバйд対策の推進	4
10	市政情報の提供・共有化の推進、まちづくりの主体となる市民や 団体の人材育成の取り組み	4
11	市民や民間団体との連携・協働の促進	5
12	地方創生や地域経済の活性化等による自主財源の確保	5
13	スクラップアンドビルド、行政評価制度などによる事業選択	6
14	財政状況の「見える化」	6
15	「公共施設マネジメント基本計画」等に基づく公共施設の適正化と 施設管理の集約化等による維持管理経費の削減	7
16	補助金・負担金の見直し	7
17	積極的な民間委託や指定管理者制度による民間活力の活用、 第三セクターの抜本的経営改革の実施と事業整理、 公営企業の繰出ルールの明確化の検討	8
18	多様な入札方式の導入による効率化と包括発注による調達推進	9
19	暮らしやすく機能的なまちづくりと地域公共交通の構築	9

I 行財政運営戦略実施計画について

この計画は、平成30年3月に策定し、令和4年3月に一部改訂した「行財政運営戦略」の具体的な取り組み内容と実施時期を定めるもので、平成30年度から令和3年度までの前期計画の進捗状況と社会情勢や制度改正などを踏まえ、4年度から7年度までの後期計画期間の見直しを行いました。

II 取り組み項目

取り組み項目	1	事業や改革の取り組みの進捗、効果等を点検し把握する 進行管理の実施（戦略レビュー）			
取り組み内容	「まちづくり総合計画」や「公共施設マネジメント計画」、「行財政運営戦略」を一体的に推進するため、各部署で「運営方針」を策定し、事業の進捗状況や見直しの方針を協議する「戦略レビュー」を実施することで、各計画の着実な実行に努めることとする。				
計画期間	後 期				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	実施	—————→			

取り組み項目	2	組織体制の見直しと機構改革による適正な定員管理			
取り組み内容	人口減少等社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる組織体制への見直しと機構改革を行い、適正な定員管理に努める。 「まちづくり総合計画」を着実に実現するために、効率的で質の高い市民サービスをめざした組織改革を進め、職員数を平成30年4月1日現在の336人から、令和8年4月1日までに298人とする。				
計画期間	後 期				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	実施	—————→			

取り組み項目	3	人材育成と働き方改革・子育てしやすい職場環境整備とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み			
取り組み内容	<p>「人材育成基本方針」に基づき、「人事管理」、「職員研修」、「職場の環境づくり」の3つを柱に、総合的・計画的な人材育成を進める。また、人材育成型の人事管理を推進するため、2021年度から実施している「人事評価制度」の定着を図る。</p> <p>「特定事業主行動計画」の推進を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進めるとともに、「時間外勤務縮減プログラム」の推進による計画的かつ効率的な業務遂行により、長時間労働の抑制に努める。</p>				
計画期間	後 期				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	実施(人事評価)	—————→	—————→	—————→	
	実施(行動計画)	—————→	—————→	—————→	
	実施(縮減プログラム)	—————→	—————→	—————→	

取り組み項目	4	ファイリングによる文書管理 ICTの活用等による会議のペーパーレス化 効率的な会議運営の取り組み			
取り組み内容	<p>ファイリングシステムによる文書管理のさらなる定着及び維持管理を進める。</p> <p>タブレット等の可搬端末を活用し、会議資料のペーパーレス化を進めるとともに、庁内会議や職員向け説明会のオンライン化に取り組む。</p> <p>会議の所要時間や議論の目的、事前のゴール設定などの「会議改革ルール」を実行し、身近な会議から意識改革・業務改革を行う。</p>				
計画期間	後 期				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	実施(ファイリング)	—————→	—————→	—————→	
	実施(オンライン化)	—————→	—————→	—————→	
	実施(会議ルール)	—————→	—————→	—————→	

取り組み項目	5	全庁的4S運動の取り組み		
取り組み内容	<p>全庁的な4S運動（整理、整頓、清掃、清潔）を実践し、職場環境の改善を図るとともに、業務の4Sにより、必要な業務手順と不要なものを整理し、清掃（廃止）、整頓（点検し維持）することで、清潔（時間のムダをなくし）、業務の効率化を図る。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	—————→		

取り組み項目	6	ICTを活用した業務・データ管理の効率化 AI・RPAを活用した業務効率化		
取り組み内容	<p>庁内データベースサーバを構築し、共有可能なデータの庁内共有や全庁共通事務のプログラム化、各種データのデータベース化等による業務やデータ管理の効率化を図る。 AI-OCR・RPAを活用し、定型業務やルーティンワークの自動化を進めることで、業務の効率化を図る。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	—————→		

取り組み項目	7	市民にやさしく信頼される市役所づくり 市民本位の窓口サービスの検討		
取り組み内容	<p>市民にやさしく信頼される市役所をめざし、市民本位のサービス向上を図るため、職員研修の実施による接遇の向上やオンライン窓口、書かない窓口等の検討を進める。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	—————→		

取り組み項目	8	電子申請による市民サービスの向上 マイナンバーカードの普及促進		
取り組み内容	自治体デジタルトランスフォーメーションの推進により、インターネットを利用した各種手続きの電子化を進め、手続き方法の幅を広げることで市民の利便性向上を図るとともに、電子申請の際に必要なマイナンバーカードの普及促進に努める。			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討・実施(電子申請) 普及促進	—————→	—————→	—————→

取り組み項目	9	デジタルデバイド対策の推進		
取り組み内容	デジタル講習会の開催など、年齢、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民がデジタル化の恩恵を受けることができるよう対策を進める。			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	準備	実施	—————→	—————→

取り組み項目	10	市政情報の提供・共有化の推進 まちづくりの主体となる市民や団体の人材育成の取り組み		
取り組み内容	公正で公平な行政運営のため、パブリックコメント制度や市長への手紙による市民からの意見公募をはじめ、広報紙、ホームページ・フェイスブック等により情報提供・共有化を推進するとともに、時代に即した情報共有のあり方について検討を進める。 まちづくりの主体となる人材の育成に向け、市民グループや各種団体などの自主的・自発的な活動を支援するほか、各分野で活躍する若者の交流・連携を図り、その英知とエネルギーをまちづくりに活かす取り組みを進める。			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	—————→	—————→	—————→

取り組み項目	11	市民や民間団体との連携・協働の促進、各種審議会等会議の活性化		
取り組み内容	<p>市民、自治会、民間団体やボランティアとの連携による各種イベントの開催、防犯・防災への取り組みや高齢者等の見守り、市民ワークショップの開催などによる協働のまちづくりを進める。</p> <p>また、2021年度に検証を行った地区別計画に基づき、各地区が進めるモデル的・先駆的事業に対し支援するとともに、地域と地域担当職員との連携を強化する。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施(連携・協働)	—————▶		

取り組み項目	12	地方創生や地域経済の活性化等による自主財源の確保		
取り組み内容	<p>地方創生の推進や企業誘致による雇用の創出により、地域経済の活性化を促進し、税収の確保を図る。</p> <p>また、制度の趣旨を踏まえたふるさと応援寄付金制度の活用や、受益者負担の適正化と料金の設定根拠の明確化による公共施設等の使用料・サービス手数料の継続的な見直しを行う。</p> <p>未利用財産の有効活用策を検討するとともに、利活用を行わない場合には、積極的な売却及び貸付を実施する。</p> <p>基金の管理においては、「基金の一括運用」により、安全性及び流動性を確保し効率的に行うほか、「ゼロカーボン北海道」と歩調を合せ、カーボン・クレジット制度の利活用を進める。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	—————▶		

取り組み項目	13	スクラップアンドビルド、行政評価制度などによる事業選定		
取り組み内容	<p>効率的・効果的な行財政運営を行うため、「事業アセスメントサイクル」に基づき、政策や事務事業評価を実施するとともに、「戦略レビュー」「行財政改革懇談会」において、進捗管理や見直し方針の協議を進めることとする。</p> <p>また、次期の総合計画策定にあたっては、市民アンケートなどにより、政策評価やニーズ把握を行うとともに、多くの市民参画によって編成作業を進める。</p> <p>新たに事業を実施する際には、費用対効果や事業の必要性から既存の事業を精査し、「スクラップアンドビルド」による事業の選択と重点化を徹底する。</p> <p>また、2021年度に策定した財政健全化実行計画に基づき、創意工夫による歳出の抑制から「体質の改善」を図り、経常的な経費の削減をめざす。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	事業アセスメントサイクル	—————→		総合計画見直し
	「体質の改善」に向けた取り組み	—————→		

取り組み項目	14	財政状況の「見える化」		
取り組み内容	<p>「わかりやすい予算書」により、本市の財政状況について市民に周知するほか、性質別・目的別の行政コストや資産の保有状況等を明らかにするなど財務書類の公表により、多面的な視点によるチェックと多角的な分析を行うなど、財政状況の「見える化」を推進する。</p> <p>また、予算、決算の状況についても、引き続き、ホームページ等で公表するとともに、健全化判断比率の一つである実質公債費比率については、財政健全化実行計画で示した推計値を目標に、適切な地方債の管理を行う。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	—————→		

取り組み項目	15	「公共施設マネジメント基本計画」等に基づく公共施設の適正化と施設管理の集約化等による維持管理経費の削減		
取り組み内容	<p>公共施設の最適化を図るため、「公共施設マネジメント基本計画」および「まちづくり総合計画」の実行（展望）計画に基づき、着実に施設の再編を進め、維持管理費を縮減する。</p> <p>また、施設の管理運営においては、新たな指標である「休止面積」の考え方や「再編プラン」に基づく施設の最適化のほか、予防保全型の手法を取り入れた長寿命化を図り、ライフサイクルコストを抑制する。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	—————→		

取り組み項目	16	補助金・負担金の見直し		
取り組み内容	<p>補助金については、公益性や客観的な必要性の検証、事業効果の観点による、その有効性や妥当性などの7つの基本的な視点と補助金の適正化に向けて10の基準による検証から補助金の適正化を図る2019年度に策定した「補助金適正化ガイドライン」により、引き続き、抜本的な見直しを図る。</p> <p>具体的には、新たに設けた総合計画実行計画の最終年を終期とするサンセット方式の導入や原則として運営補助金から事業補助金への移行、補助金適正化の達成状況を確認するチェックシートの作成などを着実に実施する。</p> <p>各種負担金については、負担金の積算根拠や用途を明確にし、公益性や必要性について精査し、予算編成に反映できるよう毎年、検証と見直しを行う。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	補助金適正化ガイドラインに基づく適正化	—————→		サンセット方式による見直し
	負担金検証と見直し	—————→		

<p>取り組み項目</p>	<p>17</p>	<p>積極的な民間委託や指定管理者制度による民間活力の活用 第三セクターの抜本的経営改革の実施と事業整理 公営企業の繰出ルールの明確化の検討</p>			
<p>取り組み内容</p>	<p>民間が持つノウハウの活用により、実施コストの縮減や市民サービスの向上が見込まれるような施設管理（環境・社会教育、インフラ）については、民間委託や指定管理者制度の導入を引き続き、検討し実施する。検討する。また、専門性や高度な判断を要しない給与計算業務などの汎用定型業務については、ICT・RPAといった技術を活用するほか、民間委託を含めた効率的な運営の検討を進める。</p> <p>債務超過法人や債務に対して損失補償を実施しているなど、経営状況が悪化している第三セクターは、国の通知である「第三セクターの経営健全化等に関する指針の策定について」に基づく、「経営健全化方針」を策定し、「存続の前提となる条件」を明確化するなかで抜本的な経営改善に取り組み、改善が図られない場合にあっては、事業のあり方の検討を行う。</p> <p>公営企業については、独立採算制の原則から、収入の確保や経費の節減など、経営戦略に則った経営健全化に向けた取り組みによって繰出金の縮減を進めるとともに、基準外の繰出金については、その目的を検証し、繰出ルールを明確化する。</p>				
<p>計画期間</p>	<p>後 期</p>				
	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	
	<p>施設管理民間 活力導入検討</p>	<p>—————→</p>			
	<p>定型業務民間 活力検討</p>	<p>—————→</p>			
	<p>三セクへの取 り組み実施</p>	<p>—————→</p>			
<p>公営企業への 取り組み実施</p>	<p>—————→</p>				

取り組み項目	18	多様な入札方式の導入による効率化と包括発注による調達 の推進		
取り組み内容	<p>士別市公共調達基本方針に基づき、総合評価方式やプロポーザル方式など、工事の特性に応じ、企業が適正に評価され、継続的な経営環境を維持できるような方式で入札を執行する。</p> <p>物品、役務などの調達にあたっては、庁内における印刷用紙や「清掃業務委託」のグループ化、「機械警備業務委託」、「エレベーター保守業務委託」の発注方式の変更などによる「包括発注方式」を引き続き、実施する。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	総合評価・プロポーザル実施	—————→		
包括発注方式の継続実施	—————→			

取り組み項目	19	暮らしやすく機能的なまちづくりと地域公共交通の構築		
取り組み内容	<p>士別市立地適正化計画で定める「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」と連携した「士別市公共交通網形成計画」に基づき、各集落と中央市街地を結ぶ路線の利便性の向上など、市内交通事業者と連携しながら、より効率的で持続性の高い公共交通ネットワークの構築を進める。</p> <p>また、「まちなか交流プラザ」を核に、中心市街地の賑わい創出に努めながら、暮らしやすく魅力のある地域づくりを進める。</p> <p>さらに、郊外に居住する高齢者等を対象に、市街地での冬季一時居住などの調査を実施し、新たな居住施策を構築する。</p>			
計画期間	後 期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	—————→		